

平成30年6月15日

千葉県報第13335号 別冊

平成29年度

行政監査結果報告書

千葉県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	行政監査の趣旨	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査対象機関及び監査実施方法	1
5	監査対象年度及び契約件数	2
6	監査実施期間	2
7	監査の着眼点	3
第2	長期継続契約の概要	4
1	長期継続契約とは	4
2	千葉県の状況	4
第3	監査の結果及び意見	6
1	制度導入に係る効果	6
(1)	経費の削減	6
(2)	事務の効率化	9
(3)	業務の質の向上	10
(4)	問題点等	11
2	制度の運用状況	11
(1)	各部局における取組状況	11
(2)	運用状況	12
ア	規則等第1号による契約	13
イ	規則等第2号による契約	14
ウ	規則等第3号による契約	15
エ	規則等第4号による契約	15
オ	規則等第5号による契約	16
3	意見	17

第4	おわりに	19
第5	資料	20
1	根拠法令等	20
2	監査対象機関における役務の提供に係る長期継続契約	33

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定により、財務事務に限らず、県の一般行政事務について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

2 監査のテーマ

長期継続契約について

3 監査の目的

本県において「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成23年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）」が施行後6年を経過したことから、制度導入当初に見込まれていた経費の削減や事務の効率化等の効果及び運用状況等を検証し、制度運用の適正化に資することを目的に、監査を実施した。

4 監査対象機関及び監査実施方法

平成28年度会計定期監査資料から、全機関の委託状況を把握し、契約金額、契約方法、部局のバランス等を考慮の上、条例第2号に規定する「庁舎の管理、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるもののうち規則等で定めるもの」の対象となる業務を網羅するように監査対象機関を選定した。

なお、条例第1号に規定する「事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち規則等で定めるもの」の対象となる業務については、原則としてすべて長期継続契約を締結する取扱いとされているため、監査対象から除外した。

監査対象機関は、次ページ記載の53機関とし、実地及び書面による職員調査を行い、その結果に基づき、監査委員による書面監査を実施した。

部 局 名	所 属 名
総務部	総務課、管財課、政策法務課、情報システム課、葛南地域振興事務所、東葛飾地域振興事務所、印旛地域振興事務所、長生地域振興事務所、安房地域振興事務所
総合企画部	国際課
防災危機管理部	危機管理課
健康福祉部	健康福祉指導課、子育て支援課、医療整備課、市川健康福祉センター、印旛健康福祉センター、市川児童相談所、東葛飾障害者相談センター、保健医療大学
環境生活部	水質保全課、環境研究センター、消費者センター
商工労働部	産業人材課、産業支援技術研究所、船橋高等技術専門校
農林水産部	生産振興課、農林総合研究センター、農業大学校、中央家畜保健衛生所
県土整備部	葛南土木事務所、亀山・片倉ダム管理事務所
水道局	財務課、給水課、市川水道事務所、北総浄水場、松戸給水場、水質センター
企業土地管理局	経営管理課、資産管理課
病院局	経営管理課、救急医療センター、精神科医療センター
教育庁	財務施設課、福利課、指導課、さわやかちば県民プラザ、中央図書館、総合教育センター、中央博物館、柏中央高等学校、沼南高柳高等学校、安房高等学校
警察本部	会計課

5 監査対象年度及び契約件数

平成 28 年度における条例第 2 号の対象となる委託契約 759 件（うち長期継続契約 80 件）。ただし、必要に応じ他の年度における委託契約も対象とした。

6 監査実施期間

平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月まで（職員調査を含む。）

7 監査の着眼点

次の項目を主な着眼点として、監査を実施した。

- ① 長期継続契約によって経費が削減されているか。
- ② 長期継続契約によって事務負担が軽減されているか。
- ③ 長期継続契約によって良質な業務が提供されているか。
- ④ 制度運用上の課題はないか。
- ⑤ 長期継続契約にできる委託契約はないか。

第2 長期継続契約の概要

1 長期継続契約とは

地方公共団体の行財政活動は、単年度が原則であり、契約を締結する場合においても、契約を締結できる期間は当該年度限りであり、翌年度までを履行期間とする契約を締結することはできないとされる。

上記原則は、財政民主主義の要請に応えるものであるが、一方で、商慣習上複数年の契約を結ぶ業務や一日も欠くことができない業務を、毎年度更新しなければならないという不合理も生じさせる。

そこで、自治法は、特例として、翌年度以降にわたる電気、ガスや水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約や不動産を借りる契約については、予算で債務負担行為を設定することなく、複数年の契約を可能とする長期継続契約を定め、上記の不合理を解消している（第234条の3）。

また、平成16年には、社会経済情勢、情報通信技術の進展を考慮し、自治法が改正され「その他政令で定める契約」が追加された。

これを受けて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）では「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」（第167条の17）と規定され、その具体的な契約の範囲については、地方公共団体の条例の定めるところとなった。

2 千葉県の状況

千葉県においては、施行令を受けて平成23年3月に条例が制定され、条例第1号において「事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち規則等で定めるもの」、条例第2号において「庁舎の管理、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるもののうち規則等で定めるもの」が、長期継続契約を締結することができる契約として定められた。

今回監査対象とした条例第2号の具体的な契約は、規則等の各号（※）で次のように定められている。

※ 千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 104 条第 3 項、
千葉県水道局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第 6 号）第 147 条第 3 項、
千葉県企業土地管理局財務規程（昭和 49 年企業庁管理規程第 7 号）第 139 条第 3 項
及び千葉県病院局財務規程（平成 16 年千葉県病院局管理規程第 22 号）第 131 条第 3
項の各号

- (1) 庁舎その他の県（局）が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守
管理業務の委託に係る契約
- (2) 情報処理業務の委託に係る契約
- (3) 事務用機器、業務用機器等の保守点検業務の委託に係る契約
- (4) 機械警備業務その他の業務を遂行するために必要な機器等を備え、かつ、使用
する業務であつて、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的である
ものの委託に係る契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約であつて、知事（局長）が
適当と認めたもの

上記の規則等の制定と併せて「長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成 23 年 3 月 28 日付け管財第 2212
号。以下「通知」という。）」が発せられ、条例及び規則等の対象となる契約や契約
手続に係る留意事項が周知された。また、契約の執行に当たり、事務処理に遺漏の
ないようするために「長期継続契約締結のチェックリスト（平成 23 年 9 月 8 日
付け管財第 1119 号。以下「チェックリスト」という。）」が通知された。

なお、長期継続契約の締結に当たっては、「年度を超えるものであつて、契約期間が
1 年を超えるもの」、「翌年度以降の契約に大きな変更が生じないもの」及び「将来に
おける事業の継続性等の見通しがあるもの」であることが、共通の要件として挙げられ、
更に業務ごとに個別の要件が付されている。

なお、長期継続契約を締結することができる契約のうち規則等第 1 号に掲げる契約
については、管財課所管の一部の業務を対象に試行されたが、その結果、「事務の効率
化が図れること等」から平成 26 年度から全機関で契約を締結できることとなった。

第3 監査の結果及び意見

監査対象機関における長期継続契約制度の導入に係る効果及び運用状況について監査を実施した。

その結果及び意見については、次に示すとおりである。

1 制度導入に係る効果（監査の着眼点 ①、②、③）

長期継続契約制度の導入に係る効果に着目して、条例第2号の長期継続契約事務を行った35機関に対し調査を行った。

（1）経費の削減

長期継続契約は、複数年度にわたる契約期間により初期投資に見合う費用回収が見込まれるため、新規事業者の参入が促進され契約金額の低減につながることを期待される。

このため、経費削減効果について聴取したところ、「経費が減少した」19機関、「変わらない（不明含む）」16機関、「増加した」0機関であった（表1）。

表1 経費について (単位：機関)

経費が減少した	19
経費が増加した	0
変わらない	16

経費が減少した理由として、「受託事業者において複数年間を前提とした人員確保等により経費圧縮が行われた」、「複数年継続の収入確保が誘因となり、業者間の価格競争が高まり契約金額の低減につながる」等の意見が挙げられた。

また、事務用機器について、購入と保守長期継続契約を合わせた入札を検討するといった工夫も示された。

一方、「契約内容により契約金額の増減が異なっている」等から経費削減効果の比較が困難であるとの意見や、「単年度の金額に契約年数を掛けて見積もっている」、

「直接業務費の積算単価が値上がりしている」等から削減効果があるとは言い難いといった意見も見られた。

次に、長期継続契約 80 件のうち、書類保存期間の経過により前回契約の金額が不明なもの等を除く 60 件について、前回契約との比較を行ったところ、契約金額（年割額）が減額となったものは 33 件、同額のもの 6 件、増額となったものは 21 件であった。

また、契約金額（年割額）の合計では 3,710 万円（5.9%）の増、平均落札率（※）は 5.3 ポイントの減であった（表 2）。

※ 落札率…予定価格に対する落札金額の割合

表 2 前回契約との比較（契約金額及び平均落札率）

契約金額	減額となったもの	33 件
	同額のもの	6 件
	増額となったもの	21 件
	計	60 件（※）
平均落札率	現行契約	72.5%
	前回契約	77.8%
	増減	▲5.3
契約金額（年割額）合計の増		37,103,800 円（5.9%）

※ 同じ内容の前回契約がないもの、単価契約であるもの、契約金額等不明のものを除く。

これを、前回契約が単年度の年間契約（以下「単年度契約」という。）であったもの 27 件に限って比較を行ったところ、契約金額（年割額）が減額となったものは 19 件、同額のもの 4 件、増額となったものは 4 件であり、契約金額（年割額）の合計では 885 万円（3.9%）の減、平均落札率は 11.5 ポイントの減となっていた（表 3）。

表3 前回契約（単年度契約）との比較（契約金額及び平均落札率）

契約金額	減額となったもの	19 件
	同額のもの	4 件
	増額となったもの	4 件
	計	27 件
平均落札率	現行契約	66.8%
	前回契約	78.3%
	増減	▲11.5
契約金額（年割額）合計の減		▲8,853,045 円（▲3.9%）

また、上記 27 件の前回契約と現行契約の契約方法について比較したところ、随意契約から指名競争、一般競争になったものが 6 件、指名競争から一般競争になったものが 2 件あり、競争性が向上したものは合計で 8 件あった（表 4）。

表4 前回契約（単年度契約）との比較（契約方法）（単位：件）

前回契約（単年度契約）		現行契約（長期継続契約）		
		随意契約	指名競争	一般競争
随意契約	8	2	3	3
指名競争	5	0	3	2
一般競争	14	0	0	14
計	27	2	6	19

前回の単年度契約との比較では、労務単価の値上がり等から契約金額にはそれほど差は見られなかったが、平均落札率は 11.5 ポイント減少しており、長期継続契約の導入により一定の経費削減効果があったものと言える。

また、契約方法についても、競争性のある契約方法に改善される傾向が確認され

た。

(2) 事務の効率化

次に、毎年度行う必要があった契約事務等について、複数年度分を一度に行うことで事務の簡素化・効率化が図られることから、事務負担について確認したところ、「事務負担が軽減した」27 機関、「増加した」5 機関、「変わらない」3 機関であり、事務負担が軽減されたとの意見が8割近くを占めた（表5）。

表5 事務負担について (単位：機関)

事務負担が軽減した	27
事務負担が増加した	5
変わらない	3

「設計、入札、契約等の事務や、受託業者交代に伴う事務を毎年度行う必要がなくなることから、事務負担が大幅に軽減した」、「受託者との連携が密になり円滑な業務運営につながっている」等、積極的な評価が見られた一方で、「初年度の事務負担が大きくなる」、「契約金額が高額になり政府調達協定案件（以下「WTO案件」という。）となったことで、事務手続が煩雑になった」との意見も見られた。

なお、長期継続契約に係るWTO案件は15件（12機関）あったが、英文等での県報掲載等慣れない業務対応に負担を感じた機関がある一方、毎年WTO案件があり慣れている、手続について主務課等に相談できているなどあまり負担を感じていないとする機関も見られた。

事務負担については、契約初年度は契約方法によっては大きく増加することが見込まれるが、多数の機関で、毎年度契約事務等を行うことに比べ軽減したとしており、長期継続契約導入による効果が現れていると言える。

(3) 業務の質の向上

複数年度にわたる契約期間とすることで、受託者の人材育成に対する投資や業務従事者の経験の蓄積により委託業務の質が向上することが期待されることから、長期継続契約によるサービス等の状況について聴取したところ、「変わらない（不明含む）」22 機関、「サービスが向上した」13 機関、「低下した」0 機関であり、変わらないとの回答が最も多くを占めた（表6）。

表6 業務サービス（品質）について（単位：機関）

サービスが向上した	13
サービスが低下した	0
変わらない	22

変わらないとした理由は、「機械警備等長期継続契約にすることでサービス内容が変わる業務ではない」、「作業員の交代があるため業務の習熟度が期待している程向上しない」、「前回契約と同じ業者であり実感はない」等であった。

サービスが向上したとする意見では、「庁舎の総合管理業務において、管理上の改善すべき点について設備保守員から長期的な視点による報告が上がるようになった」、「同一業者との協議が多くなり結果として品質向上が図られた」、「年度ごとの受託者変更に伴う事務レベルの低下がなくなり、帳票の誤作成等が減少した」、「慣れているため安心して任せられる」等が挙げられた。

また、複数年にわたり品質を確保するため、情報システムの導入に際し、契約にサービス品質保証に対する合意を入れることを検討するといった取組も見られた。

サービスについては、4割の機関が向上したとしており、また、低下したとの回答がないことから、業務内容により差が見られるものの、長期継続契約導入による一定の効果があつたと言える。

(4) 問題点等

長期継続契約により生じた問題点、懸念される事項等について確認したところ、実際に発生した問題はなかったが、主に複数年契約とすることにより生じる懸念が示された。

例えば、品質・サービスの確保について、「受託者が良質な業者でなかった場合に質の低いサービスが長期間履行され、改善指導等に係る事務負担が大きくなる」、「契約事務等が数年に一度になり、個々の委託業務に係る情報や契約事務の経験が人事異動により十分継承されなくなる」、「業務の慢性化によりサービスが低下する」、「長期間受託している事業者に対し遠慮が生じ指導が不十分になる」といったリスクが示された。

また、長期継続契約制度について、「契約内容に大きな変更が生じた場合に、状況に応じた迅速な対応が取れない」、「将来における事業の継続性の見通しの見極めが難しい」といった意見も見られた。

2 制度の運用状況（監査の着眼点 ④、⑤）

制度の課題及び長期継続契約にできる委託業務がないかといった点に着目して、長期継続契約の運用状況について調査した。

(1) 各部局における取組状況

知事部局及び各公営企業の長期継続契約制度を所管する課（以下「制度所管課」という。）に対し、制度導入に対する取組状況を確認したところ、知事部局においては、長期継続契約による効果等は認められるものの、制度上長期継続契約にできるものが限定されていること、入札参加機会の減少など制度導入のデメリット等を考慮し、慎重に行われていた。公営企業においても知事部局の通知に準じた取扱いをしており、長期継続契約に該当することが明確な業務に限定したり、長期継続契約により経費削減が見込めるものを選定することとしていた。

また、制度所管課では、長期継続契約件数等を把握し、各機関からの相談対応のほか、予算要求時のチェックや長期継続契約とした判断理由の問合せ等を行っていたが、制度に係る周知及び事務手続については、支出事務マニュアル等への記載、

財務会計研修での説明等を行っている部局がある一方、制度改正時等の周知に留まり、事務手続の引継ぎが担当者間のみで行われている部局もあるなど対応に差が見られた。

(2) 運用状況

次に、規則等の各号に該当する業務委託契約ごとに、その運用状況について調査した。

単年度契約、債務負担行為を設定した契約及び長期継続契約について、契約名称等から規則等の各号に該当する業務委託契約に分類したところ、第5号を除いた517件のうち、長期継続契約は80件(15.5%)、債務負担行為を設定した契約は22件(4.3%)、単年度契約は415件(80.3%)であった(表7)。

また、単年度契約415件について、長期継続契約としない理由について調査したところ、要件非該当(189件)が最も多く、次いで長期継続契約になじまない・必要のない業務であるため(104件)となっていたが、特になし(41件)、長期継続契約に該当するか不明瞭であるため(17件)、長期継続契約への移行の検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したため(10件)といった意見も見られた(表8)。

表7 契約種別

(単位:件)

規則等の各号	単年度	債務	長期	計
1号①(清掃・警備・建物総合管理)	48	1	23	72
1号②(設備保守)	232	6	14	252
2号(情報処理)	33	10	7	50
3号(機器等保守)	79	4	9	92
4号(機械警備)	23	1	27	51
小計	415	22	80	517
5号(知事・局長が適当と認めたもの)	223	19	0	242
計	638	41	80	759

表8 長期継続契約としない理由

(単位:件)

	1号 ①	1号 ②	2号	3号	4号	小計	5号	計
長期継続契約を検討中	5	1	2	0	3	11	3	14
要件非該当	30	122	14	14	9	189	65	254
長期継続契約に該当するか 不明瞭であるため	0	6	8	3	0	17	7	24
制度や手続等に不案内であつ たため	0	0	0	0	0	0	1	1
長期継続契約になじまない・ 必要のない業務であるため	6	54	4	34	6	104	70	174
検討や契約方法変更等による 事務の増加を考慮したため	0	10	0	0	0	10	20	30
特になし	2	27	1	11	0	41	14	55
その他	5	12	4	17	5	43	43	86
計	48	232	33	79	23	415	223	638

※ 1号①: 清掃、警備、建物総合管理 1号②: 設備保守

ア 規則等第1号による契約

(清掃、警備、建物総合管理、設備保守管理業務委託契約)

- ① 規則等第1号で規定する契約のうち、設備保守管理を除いた清掃、警備、建物総合管理業務委託契約については、受託者が常駐することを要件としている。

監査対象機関におけるこれらの業務委託契約は72件で、うち長期継続契約が3割(23件)、単年度契約が7割(48件)であった(表7)。

長期継続契約としない理由としては、「受託者常駐の要件を満たしていない」、「今後施設のあり方が検討されるなど事業継続性の見通しが不明瞭である」、「警備業務を含めた管理支援業務の検討など契約に大きな変更が生じる可能性がある」ことなどが主に挙げられた。

② 設備保守管理業務委託契約については、受託者が常駐するか、常駐しない場合は非常事態や故障等に即応することを要件としており、対象件数は多いものの（252 件）、長期継続契約は少なく（14 件）、債務負担行為を設定した契約と合わせても 1 割程度であった（表 7）。

長期継続契約としない理由としては、「主に定期点検業務のみで不断の役務提供を受ける必要がなく、非常事態に即応する業務が含まれない」等であったが、理由は特になしとしたものが 1 割あり、また、長期継続契約への移行の検討や契約方法変更等による事務の増加を考慮したとの理由も見られた（表 8）。

なお、エレベーター、空調設備、自家用電気工作物など各施設に共通する設備に係る保守等業務委託について仕様を確認したところ、各施設の必要性に合わせ、定期点検のみ又は緊急対応を含むといった業務内容に分かれていたが、一部、遠隔監視、異常発生時の出動など類似の仕様で、単年度契約と長期継続契約とに取扱いが分かれているものも見られた。

非常事態等への即応の要件について、「故障が生じた場合には運転を中断することがないように速やかに対応を行う」旨の記載で長期継続契約としている機関から、「24 時間体制の受付窓口を設置し、連絡を受けて原則 24 時間以内に復旧させる」旨の記載でも、長期継続契約としていない機関まで取扱いに違いが見られた。

そのほか、「長期継続契約は「できる」規定であり、単年度契約で特に支障が生じていないため導入していない」との意見があった。

イ 規則等第 2 号による契約（情報処理業務委託契約）

情報処理業務に係る委託契約について、受託者が常駐するか、常駐しない場合は非常事態や故障等に即応することを要件としている。

監査対象機関における当該業務委託契約は 50 件であり、長期継続契約 7 件、債務負担行為を設定した契約 10 件、単年度契約 33 件と、債務負担行為を設定した契約の件数が比較的多かった（表 7）。

長期継続契約としない理由としては、事業の見通しが不明確であること等を主に挙げており、また、「運用経費が毎年度見直される可能性があるため、該当するか不明瞭であるため」との意見も見られた。

情報システム機器賃借を長期継続契約や債務負担行為による複数年契約とし、システム運用管理等を単年度契約としている事例について、併せて長期継続契約としない理由を確認したところ、システムの開発に際しては、契約当初は併せてシステム運用管理も債務負担行為を設定しており、その後一定年数が経過し、制度見直し等によるシステム変更に対応したり、再開発を検討する必要性が生じたことから、単年度契約としていた。

ウ 規則等第3号による契約（事務用機器、業務用機器等保守点検業務委託契約）

事務用機器、業務用機器等の保守点検業務に係る委託契約についても、受託者が常駐するか、常駐しない場合は非常事態や故障等に即応することを要件としている。

監査対象機関におけるこれらの業務委託契約は92件で、うち長期継続契約が9件、単年度契約79件であり、長期継続契約が占める割合は1割程度である（表7）。

専門機器の保守について、長期継続契約を導入済又は検討予定である機関がある一方、長期継続契約としない理由として、なじまない・必要のない業務であるとしている機関も見られたことから、その趣旨を確認したところ、第3号の対象は一般的な事務用機器、業務用機器であり、専門機器は含まないものとして整理していた。

また、購入年度の異なる複数の機器の点検を一括で委託しているため、複数年契約とすると契約期間の途中で対象機器の増減による変更が生じるものもあった。

なお、受託者の多くは、当該機器の販売事業者等特定の事業者であったが、受託者が長期継続契約を望まないケースもあるとの意見もあった。

エ 規則等第4号による契約（機械警備等業務委託契約）

機械警備業務委託契約については、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものの例として示されている。

監査対象機関における業務委託契約は 51 件であり、うち長期継続契約は 5 割 (27 件) であるが、物品を借り入れる契約と同様、社会的に長期継続契約を求められており、施設の売却や移管の検討により事業継続性の見通しが不明確なもの等以外は導入済又は導入の検討がされていた (表 7)。

また、契約期間については、機器の耐用年数から 9 年としている機関が多かったが、長期間にわたるため、受託者の倒産等による契約解除の懸念も示された。

オ 規則等第 5 号による契約

(役務の提供を受ける契約であって、知事 (局長) が適当と認めたもの)

本県では、規則等第 1 号から第 4 号までに規定する契約以外のものであっても、制度所管課との協議等により長期継続契約を締結できるとされており、現状に即した対応が可能となっているが、平成 28 年度までに協議により第 5 号での長期継続契約を締結した事例はなかった。

また、他県において長期継続契約の対象としている業務で規則第 1 号から第 4 号までに該当しないものが見られたことから、長期継続契約が望ましい業務について聴取したところ、該当する業務については、ほとんど挙げられなかった。

制度所管課に確認したところ、協議による第 5 号での長期継続契約は、公営企業において平成 29 年度に 1 件あり、当該案件は機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会において審査に付されていた。そのほか、耐用年数を超えた契約期間の設定について協議された例があった。

なお、いずれの部局も具体的な要件該当性の判断基準や協議の手順は定めておらず、調達コストの低減による経費縮減が図られるか、複数年度にわたる業務履行により役務の適正な履行が期待できるかどうかといった視点から、規則等、通知、チェックリストに合致しているかを個々の契約内容に応じて判断することとしていた。

3 意見

長期継続契約を導入した機関においては、事務の効率化の面を中心に一定の効果が現れていた。

一方、特に理由なく単年度契約を継続している機関も見られたことから、長期継続契約の要件に該当するものについては、最少経費で最大効果を挙げるため制度の活用を検討されたい。

なお、長期継続契約により契約金額が高額となることで、入札やWTO案件に係る手続が必要となる場合もあることから、各部局において契約事務手続等の適正な執行に一層取り組まれない。

制度の運用については、「受託者が常駐しない場合は非常事態や故障等に即応する」との要件が付される業務への導入件数が少ない傾向が見られた。

この要因としては、要件該当性の判断基準が不明瞭であるため、導入の判断が難しいことや、対象とならない委託契約を長期継続契約にしてしまうリスクを避けるため、導入に対し慎重にならざるを得ないことが考えられる。

制度所管課においては、これまでもチェックリストを用意する等丁寧な対応が取られてきたが、更に具体的かつ詳細な判断基準を示したり、要件を設定した趣旨を説明することを検討されたい。

なお、制度導入の検討に際し、他機関の状況を知ることは有用であると考えられることから、部局内又は部局間での情報の共有を図られたい。

また、部局によっては、長期継続契約制度の周知が十分でなかったり、事務手続の引継ぎが組織的に行われていない状況も見られることから、説明会、研修会等の実施により制度の理解促進に努められたい。

規則等第5号(役務の提供を受ける契約であって、知事(局長)が適当と認めたもの)による長期継続契約については、長期継続契約にできる対象を限定する制度趣旨から、より厳格な運用が求められる。その上で、第5号を規定した趣旨を十分に考慮して、長期継続契約制度の導入の適否を判断する必要があり、その具体的な契約の範囲に

については、地方公共団体の条例の定めるところとされているため、他の都道府県の事例等も参考になるものとする。

第4 おわりに

今回、行政監査のテーマとして「長期継続契約について」を取り上げ、役務の提供を受ける長期継続契約に係る監査を実施した。

監査の結果、長期継続契約制度導入による一定の効果が見られた。

また、個々の課題については「第3 監査の結果及び意見」において意見を述べたとおりである。

長期継続契約制度は、自治法上の特例制度であり、役務の提供を受ける契約に関しては、条例及び規則等で対象を限定していることから、制度趣旨に鑑み長期継続契約の対象となる契約か否か適正な判断が求められる。

その上で、上記のとおり長期継続契約の効果が認められたことから、要件を満たす契約については、最少経費で最大効果を挙げるため、制度を活用していくことが望まれる。

円滑な制度の導入を進めるために、長期継続契約の要件該当性の判断基準をより明確にし、制度の周知、情報共有、契約事務手続の適正な執行を一層進められたい。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考とし、今後とも長期継続契約制度の適正な運用に努められたい。

第5 資料

1 根拠法令等

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

(3) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成23年千葉県条例第1号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げる契約とする。

- 1 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち規則等（規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。次号において同じ。）で定めるもの
- 2 庁舎の管理、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて当該

役務の提供を受ける必要があるもののうち規則等で定めるもの

(4) 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）

（長期継続契約）

第104条 （略）

3 条例第2号に規定する規則等で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守管理業務の委託に係る契約
- (2) 情報処理業務の委託に係る契約
- (3) 事務用機器、業務用機器等の保守点検業務の委託に係る契約
- (4) 機械警備業務その他の業務を遂行するために必要な機器等を備え、かつ、使用する業務であつて、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものの委託に係る契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約であつて、知事が相当と認めたもの

4 前2項に規定する契約に係る物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける期間は、第2項各号並びに前項第3号及び第4号に掲げる契約にあつては当該契約に係る物品等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）以内とし、同項第1号、第2号及び第5号に掲げる契約にあつては3年以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(5) 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定に伴う事務の取扱いについて（通知）」（平成23年3月28日付け管財第2212号）

別添1

(6) 「庁舎管理に係る長期継続契約の全庁適用について（通知）」（平成26年3月24日付け管財第2129号）

別添2

(7) 「長期継続契約締結のチェックリスト」

(平成 23 年 9 月 8 日付け管財第 1119 号、平成 26 年 4 月 16 日付け管財第 105 号一部修正)

別添 3

管財第 2 2 1 2 号
平成 2 3 年 3 月 2 8 日

各課（室・所・局）の長
各 か い 長 様
警察本部総務部会計課長

総 務 部 長

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定に伴う事務の
取扱いについて（通知）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 7 で定める長期継続契約を締結
することができる契約を定める条例（平成 2 3 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。）及び
当該条例の制定に伴う千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「規則」とい
う。）の一部を改正する規則については、平成 2 3 年 3 月 1 8 日付けで施行されたところです。

つきましては、条例及び規則の適用に当たっては下記の事項に留意の上、適正に事務を処理さ
れますようお願いいたします。

記

1 条例及び規則の対象となる契約

(1) 対象契約の範囲

条例及び規則に定める長期継続契約を締結することができる契約は、翌年度以降にわたり
物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約
を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例及び
規則に限定的に規定されているところであるが、対象となる契約については、次に掲げる事
項に留意し、慎重に判断すること。

ア 物品を借り入れる契約（条例第 1 号及び規則第 1 0 4 条第 2 項該当）

- (ア) 商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものについては、リース
契約を想定しており、原則としてすべて長期継続契約を締結すること。
- (イ) ソフトウェア及びシステムの借入れについては、機器類と一体で借り入れる場合に長期
継続契約の対象となること。
- (ウ) 物品のリース期間終了後における再リースについては、商慣習上 1 年契約が一般的で
あることから、原則として長期継続契約の対象とならないこと。
- (エ) 規則第 1 0 4 条第 2 項第 3 号の「知事が適当と認めたもの」の適用に当たっては、事
前に管財課と協議すること。

イ 役務の提供を受ける契約（条例第 2 号及び規則第 1 0 4 条第 3 項該当）

- (ア) 規則第 1 0 4 条第 3 項第 1 号に掲げる「庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務
又は警備業務の委託に係る契約」とは、年間（閉庁日を除く。）を通じて受託者が常駐し
て役務の提供を受けるものであること。

(イ) 規則第104条第3項第1号に掲げる「庁舎その他の県が管理する施設に係る設備の保守管理業務の委託に係る契約」、第2号に掲げる「情報処理業務の委託に係る契約」及び第3号に掲げる「事務用機器、業務用機器等の保守点検業務の委託に係る契約」とは、(7)と同様に受託者が常駐して役務の提供を受けるもののほか、受託者が常駐していなくても非常事態や故障が発生した場合に即応できる業務を含むものであること。

したがって、年に数回程度の定期点検のみを行うものについては、年間を通じた役務の提供とは言えないため、長期継続契約の対象とならない。

(ウ) 規則第104条第3項第5号の「知事が適当と認めたもの」の適用に当たっては、事前に管財課と協議すること。

(エ) 規則第104条第3項第1号に掲げる「庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守管理業務の委託に係る契約」については、まず、平成23年度に管財課所管の一部の業務を対象に試行し、その結果を検証した上で、平成24年度以降の方針を検討することとしていること。

(2) 対象とならない契約

ア 長期継続契約の締結に当たっては、7(3)イに示した予算の減額又は削除に伴う解除等の条項を加えることとしているが、契約解除等に伴い、県からの違約金の支払いや契約の相手方に損害が生じることが考えられる。

したがって、将来における事業の継続性等の見通しが不明確であり、翌年度以降の契約内容に大きな変更が生じると見込まれるものについては長期継続契約の対象とならないこと。

イ 複数年度にわたる契約であっても、契約期間が1年間を超えない契約については長期継続契約の対象とならないこと。

2 契約期間（規則第104条第4項該当）

契約期間については、原則として規則第104条第4項に規定されているとおりであるが、将来における事業の継続性等の見通しを十分に勘案し、必要に応じて契約期間を短くするなどの取扱いが適当である。

また、同項ただし書の「知事が特に必要と認める場合」を適用し、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）を超えて物品を借り入れる契約を締結できるものを例示すると次のとおりである。

(1) 小型乗用自動車の借入れに係る契約

耐用年数の6年を超える前に行われる車検の有効期間が満了するまで（7年以内）を契約期間とすることができる。

(2) システム等の開発を含む電子機器類の借入れに係る契約

電子機器類の耐用年数に開発期間を加えて契約期間とすることができる。

なお、「知事が特に必要と認める場合」の規定を適用して契約を締結する場合は、事前に管財課と協議すること。

3 予定価格等

予定価格については、契約期間全体の総額で設定すること。したがって、予定価格調書及び入札書又は見積書には、契約期間全体の総額を記載することとなる。

なお、単価契約については、従来どおり単価を記載すること。

4 長期継続契約と特定調達契約との関係

長期継続契約の締結に当たって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令という。」）第3条第1項及び平成7年自治省告示第208号により、契約期間が12箇月を超える場合は、仮に契約期間が36箇月であっても、「1月あたりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額（注）」が、特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上となるものについては、特例政令の適用を受ける調達契約（以下「特定調達契約」という。）となるので、十分留意すること。

（注）「48を乗じて得た額」は、特定調達契約に該当するか否かを判断するときのみ使用するものであり、予定価格調書に記載すべき額とは異なるので留意すること。

5 入札等執行前の手続

(1) 執行伺いの作成

入札等（見積合わせを含む。以下同じ。）を執行する前に執行伺を作成し、契約期間全体の執行予定額（単価契約の場合は、単価に契約期間中の調達予定数量を乗じて得た金額）に応じて、規則別表第2の専決区分に従い決裁を受けるものとする。

(2) 執行伺いの記載事項

執行伺いの起案に当たっては、次の事項を必ず記載すること。

ア 「地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約」である旨

イ 契約期間全体及び各年度における執行予定額

ウ 長期継続契約とすることの理由

エ 契約期間の設定理由

【起案例】

(伺い)

〇〇〇〇自動車の借入れ（〇〇〇〇業務委託）について、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とし、下記のとおり執行することとしてよろしいか伺います。

記

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 件名 | 〇〇〇〇自動車の借入れ（〇〇〇〇業務委託） |
| 2 履行場所 | 千葉県庁（千葉市中央区市場町1番1号） |
| 3 予算科目 | |
| 4 予算額 | 〇〇〇〇〇円 ※初年度分について記入する。 |
| 5 執行予定額 | 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円） |

【内訳】

〇〇年度執行予定額 〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）

〇〇年度執行予定額	〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）
〇〇年度執行予定額	〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）
6 契約期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇年）
7 契約方法	一般競争入札
8 入札保証金	
9 契約保証金	
10 予定価格	予算の範囲内により〇〇課長が決定する。
11 契約書	別添契約書(案)のとおり
12 長期継続契約とする理由	
(例1) 〇〇〇〇自動車の借入れについては、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であり、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1号に該当するため。	
(例2) 〇〇〇〇業務委託については、年間を通じて受託者が常駐（閉庁日を除く。）して役務の提供を受ける必要があり、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2号に該当するため。	
13 契約期間の設定理由	
(例1) 契約期間については、財務規則第104条第4項の規定により〇〇〇〇自動車の耐用年数である6年以内となるが、耐用年数を超える前に行う車検の有効期間満了日が借入れの始期から6年を超えるため、同項ただし書の規定により、当該車検の有効期間満了日までの7年とする。	
(例2) 契約期間については、財務規則第104条第4項の規定により〇〇〇〇業務委託に係る契約は、3年以内であるため、3年とする。	

6 入札公告又は指名通知

- (1) 入札公告等における契約期間欄には、契約期間全体を記載すること。
- (2) 長期継続契約を締結する場合においては、債務負担行為を設定した契約と異なり、翌年度以降における予算措置が義務付けられるものではなく、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないことから、入札公告等に当該契約が長期継続契約である旨を明記すること。

【記載例】

○長期継続契約

この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

- (3) 予算成立前に当該契約に係る入札公告等を行う場合は、次のような特記事項を加えること。

【記載例】

○契約の確定

この公告に係る契約は、平成〇〇年度歳入歳出予算が千葉県議会で可決された場合において、確定させる。

7 契約の締結

(1) 契約の締結時期

長期継続契約の締結は原則として、契約の始期の属する予算が成立した後に行うこと。

(2) 契約締結伺い

契約締結伺いについては、契約期間全体の契約金額（単価契約の場合は、単価に契約期間中の調達予定数量を乗じて得た金額）に応じて、規則別表第2の専決区分に従い決裁を受けること。

(3) 契約書の作成

ア 長期継続契約を締結する場合は、契約金額が100万円を超えない場合でも、規則第98条第1項第1号の規定による契約書の省略はできないこと。

イ 契約書については、翌年度以降の予算が減額及び削除される場合を想定した条項を加えること（【記載例】参照）。

【記載例】

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第〇条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲は、本契約締結日の属する翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

ウ 契約金額の各年度ごとの内訳を、条項に加え、又は別紙として添付すること（単価契約を除く。）。

【記載例】

- 契約金額（業務委託料） 金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）
（各年度別内訳）
- | | |
|--------|-------------------------------|
| 平成〇〇年度 | 金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円） |
| 平成〇〇年度 | 金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円） |
| 平成〇〇年度 | 金〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円） |

(4) 支出負担行為伝票

上記(3)の契約締結伺いとは別に、毎年度、当該年度の契約金額で支出負担行為伝票を起票し、この金額に応じた規則別表第2の専決区分により決裁を受けること（単価契約を除く。）。

8 その他

- (1) 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査を完了したときに作成する、検査調書については、規則第100条第2項ただし書きに、「契約金額が百万円を超えないものについては、請求書又はこれに代わるべき書類に検査済の旨を付記して検査調書の作成を省略する

ことができる。」と規定されているが、この契約金額は、長期継続契約の場合、契約の総額ではなく、歳出予算に基づく支出負担行為額（単年度の額）を基準とすること。

- (2) 対象となる契約及び契約期間等、不明な点がある場合は、管財課に協議してから事務処理を行うこと。

管財第 2 1 2 9 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

各課（所・局）の長
各 か い 長 様
警察本部総務部会計課長

総 務 部 長

庁舎管理に係る長期継続契約の全庁適用について（通知）

千葉県財務規則（以下、「財務規則」という。）第 104 条第 3 項第 1 号に基づく長期継続契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定に伴う事務の取扱いについて（平成 23 年 3 月 28 日付け管財第 2212 号通知）」において、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間、総務部管財課の一部の業務にのみ試行的に適用してきました。

試行の結果、事務の効率化が図れること等から、同号に該当する契約のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知等を行う業務から、長期継続契約を締結できることとしますので通知します。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

記

1 適用対象業務

財務規則第 104 条第 3 項第 1 号に掲げる「庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守管理業務」

※具体的には、「建物清掃」「警備」「建物総合管理」で受託者が常駐するもの、及び「設備保守管理業務」で、受託者が常駐するか、常駐しない場合は非常事態や故障等に即応することとしているものである。

なお、長期継続契約とするに当たっては、次の点に留意すること。

①契約期間中にその内容に大きな変更が生じないものであること。

②年間を通じて不断に役務の提供等を受ける必要があるものであること。

2 契約期間

3 年以内（財務規則第 104 条第 4 項の規定による）

3 適用対象業務と低入札価格調査制度との関係

(1) 適用対象業務のうち、受託者が常駐する業務については、

①予定価格 100 万円超 1000 万円未満のものには、最低制限価格制度を適用し、

②予定価格 1000 万円以上のものについては、低入札価格調査制度を適用する。

(2) 適用対象業務のうち、設備保守管理業務で受託者が常駐しない業務については、予定価格 500 万円以上のものについて、低入札価格調査制度を適用する。

4 長期継続契約の適用の判断

適用対象業務について長期継続契約とするか否かは、契約担当者の判断による。

なお、平成 26 年度予算に係る適用対象業務に限り、長期継続契約とする場合は、事前に管財課の確認を受けた上で適用すること。

5 長期継続契約に係る留意事項

本通知の適用対象業務であるか否かにかかわらず、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の対象となる契約に係る事務の取扱いにおいては、次の事項に留意すること。

(1) 契約保証金及び契約解除に係る違約金について

①契約保証金

財務規則第 99 条第 1 項の規定による契約保証金額は、契約期間の各年度における契約額の 100 分の 10 以上とする。各年度の契約金額に変動がある場合や増額変更契約を行った場合等で、当該年度の契約保証金の額に不足が生じる場合は、不足額について追加で納付させるものとする。

②契約解除に係る違約金

受注者の責による契約解除により違約金が発生する場合の計算の基となる金額は「契約解除の日が属する年度の契約額」とし、契約書中にその旨を明記すること。

(2) 中小企業者の受注機会の増大に対する配慮

一般競争入札等を行う場合には、競争性の確保を図りつつ、当該契約の内容に応じ、入札参加者に係る地域要件を設定するなどして、県内中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

(3) その他

その他の事務の取扱いについては、平成 23 年 3 月 28 日付け管財第 2212 号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定に伴う事務の取扱いについて（通知）」によること。（1 の(1)のイの(≡)を除く。）

長期継続契約締結のチェックリスト

所 属

担当者氏名

電話番号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による契約の執行に当たっては、下記のチェック事項を確認し、事務処理に遺漏のないようにしてください。

【関連条文及び通知】

- 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成23年3月18日条例第1号)」
- 「千葉県財務規則(昭和39年3月31日規則第13号の2)」第104条第2項、第3項及び第4項
- 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定に伴う事務の取扱いについて(平成23年3月28日付け管財第2212号通知)」
- 「庁舎管理に係る長期継続契約の全庁適用について(平成26年3月24日付管財第2129号通知)」

チェック事項		確認欄	備考
1	条例及び規則の対象となる契約		
	(1)長期契約の対象となる要件		
	ア 年度を超えるものであって、契約期間が1年を超えるものか		必須項目
	イ 翌年度以降の契約に大きな変更が生じないものであるか		
	ウ 将来における事業の継続性等の見通しがあるか(不明確なものではないか)		
	(2)対象契約の範囲		
	ア 物品を借り入れる契約(条例第1号及び規則第104条第2項に該当するもの)		
	①リース契約であって商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの(これに該当する場合以下についてもチェックする) ・再リース契約でないか(再リースにあつては、商慣習上1年契約が一般的であるため) ・ソフトウェア及びシステムのリースの場合は、機器類と一体で借り入れる契約となっているか		①～⑨の何れか1つにチェックがあるか
	②知事が適当と認めたもの(事前に管財課と協議)		
	イ 役務の提供を受ける契約(条例第2号及び規則第104条第3項に該当するもの)		
	③清掃業務委託契約のうち、年間を通じて受託者が常駐するもの		
	④警備業務委託契約のうち、年間を通じて受託者が常駐するもの		
	⑤庁舎等設備の保守管理業務委託契約のうち、年間を通じて受託者が常駐又は非常事態等に即応するもの(年に数回程度の定期点検のみを行うような契約は除く)		
	⑥情報処理業務委託契約のうち、年間を通じて受託者が常駐又は非常事態等に即応するもの(年に数回程度の情報処理のみを行うような契約は除く)		
	⑦事務用機器・業務用機器等の保守管理業務委託契約のうち、年間を通じて受託者が常駐又は非常事態等に即応するもの(年に数回程度の定期点検のみを行うような契約は除く)		
	⑧機械警備業務等必要な機器を備え、かつ、使用する業務のうち商慣習上複数年度にわたり契約を締結することができるもの		
	⑨知事が適当と認めたもの(事前に管財課と協議)		
2	契約期間(規則第104条第4項該当)		
	(1)規則に定められている期限内か		
	ア 上記1(2)①②⑦⑧については、物品等の耐用年数以内であるか		ア～ウの何れか1つにチェックがあるか
	イ ア以外については、3年以内か		
	ウ 上記ア又はイの期間を超えるもので、知事が特に必要と認めるもの(事前に管財課と協議) (例1)小型乗用自動車の借入れは、耐用年数の6年を超える前の車検の有効期間満了まで(7年以内) (例2)システム等の開発を含む電子機器類の借入れの場合は、耐用年数に開発期間を加える		
	(2)当該契約期間は事業の継続性等勘案したものか(安易に役務=3年などとしていないか)。		必須項目

チェック事項	確認欄	備考
3 予定価格等 ※単価契約の場合であって、予定価格等全て単価で表記する場合を除く		
(1) 予定価格は、契約期間全体の総額で設定しているか		※の場合を除き必須項目
(2) 予定価格調書、入札書、見積書には、契約期間全体の総額を記載している		
4 長期継続契約と特定調達契約(WTO)との関係 ※契約期間中の予定価格の総額 ^{注1} が総務大臣の定める額(3,300万円 ^{注2})以上になるものは、特例政令の適用を受ける特定調達契約(WTO)となるのでこれに該当する場合 注1: 物品を借り入れる契約の場合は、契約期間の全体の予定賃借料に見積残存価額(借り入れた物品等をその借入の終了の時に買い入れたとした場合の予定価格)を加えた額である。 注2: WTOの適用基準額(総務大臣の定める額)3,300万円は、平成28年4月1日～平成30年3月31日までの適用である。		
(1) 特定調達契約(WTO)の手続きどおり、県報公告及び、公告期間が40日以上あるか。		※の場合必須項目
5 入札等執行前の手続き		
(1) 執行伺いの作成		
ア 入札等を執行する前に執行伺いを作成したか		必須項目
イ 契約期間全体の執行予定額に応じて、専決区分に従い決裁を受けたか		
(2) 執行伺いの記載事項		
ア 「地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約」である旨		必須項目
イ 契約期間全体及び各年度における執行予定額		
ウ 長期継続契約とすることの理由		
エ 契約期間の設定理由		
6 入札公告等		
(1) 入札公告又は指名通知(随意契約を除く)		
ア 入札公告等における契約期間欄には契約期間全体を記載したか		随契を除き必須項目
イ 入札公告等に当該契約が長期継続契約である旨を明記したか		
ウ 予算成立前に入札公告等を行う場合、契約の確定に係る特記事項を加えたか (例)この公告に係る契約は、平成〇〇年度歳入歳出予算が千葉県議会で可決された場合において確定させる。		当該事例に限る
(2) 随意契約		
ア 相手に見積もりを依頼する際、入札公告等に準じ契約期間等を知らしめたか		随契のみ
7 契約の締結		
(1) 契約の締結時期は、契約の始期の属する年度の予算が成立後であるか		必須項目
(2) 契約締結伺い		
ア 契約期間全体の契約金額に応じた専決区分に従い決裁を受けたか		何れか1つにチェックがあるか
イ 単価契約の場合は、単価に契約期間中の調達予定数量を乗じて得た金額に応じた専決区分に従い決裁を受けたか		
(3) 契約書の作成		
ア 契約書はあるか(100万円を超えない場合でも省略は出来ない)		必須項目
イ 契約書に、翌年度以降の予算が減額及び削除される場合を想定した条項を加えたか		
ウ 単価契約を除き、契約金額の各年度ごとの内訳を条項に加え又は別紙として添付したか		単価契約以外
エ 単価契約で複数品目がある場合、品目ごとの単価を記載しているか。		当該事例の場合のみ
(4) 支出負担行為伝票		
ア 契約締結伺いとは別に、毎年度、当該年度の契約金額で支出負担行為伝票を起票し、この金額に応じた専決区分により決裁を受けているか		何れか1つにチェックがあるか
イ 単価契約の場合は、請求の都度支出負担行為支出伝票(308伝票)を起票し、この金額に応じた専決区分により決裁を受けているか		
8 その他		
(1) 検査調書は適正か ※検査調書の契約金額は、契約の総額ではなく、歳出予算に基づく支出負担行為の額(単年度の額)とする(当該金額が100万円以下の場合は請求書等に履行確認表示をすることにより検査調書の作成を省略することができる)		必須項目

2 監査対象機関における役務の提供に係る長期継続契約

No.	所属		委託事業概要
1	総務部	管財課	千葉県庁本庁舎等電気・機械設備保守運転業務委託
2	総務部	管財課	千葉県庁本庁舎等警備業務委託
3	総務部	管財課	千葉県庁舎等清掃業務委託
4	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その1）
5	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その2）
6	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その3）
7	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その4）
8	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その5）
9	総務部	管財課	自家用電気工作物保安業務委託（その6）
10	総務部	政策法務課	印刷業務委託
11	総務部	政策法務課	郵便料金集計システム維持管理委託
12	総務部	政策法務課	政策法務課書庫機械警備業務委託
13	総務部	東葛飾地域振興事務所	東葛飾合同庁舎総合管理業務委託
14	総務部	東葛飾地域振興事務所	東葛飾合同庁舎警備業務委託
15	総務部	印旛地域振興事務所	印旛合同庁舎機械警備業務委託
16	総務部	長生地域振興事務所	長生合同庁舎総合管理業務
17	総務部	長生地域振興事務所	長生合同庁舎機械警備業務
18	総合企画部	国際課	旅券作成業務委託
19	防災危機管理部	危機管理課	防災情報システム保守管理運用業務委託
20	防災危機管理部	危機管理課	千葉県震度情報ネットワークシステム運用管理業務委託
21	防災危機管理部	危機管理課	消防救急無線保守管理業務委託

No.	所属		委託事業概要
22	健康福祉部	医療整備課	千葉県医療情報提供システム運用管理委託
23	健康福祉部	市川健康福祉センター	昇降機保守点検業務
24	健康福祉部	市川健康福祉センター	機械警備業務
25	健康福祉部	印旛健康福祉センター	機械警備委託（成田支所）
26	健康福祉部	印旛健康福祉センター	清掃委託（成田支所）
27	健康福祉部	東葛飾障害者相談センター	けやきプラザ防災センター管理運営業務及び電気・建築・機械設備保守点検等業務委託
28	健康福祉部	東葛飾障害者相談センター	駐車場運営管理業務
29	健康福祉部	東葛飾障害者相談センター	清掃業務
30	健康福祉部	東葛飾障害者相談センター	機械警備業務
31	健康福祉部	保健医療大学	千葉県立保健医療大学建物清掃及び電気・機械設備等保守運転管理業務委託
32	健康福祉部	保健医療大学	警備業務（幕張キャンパス・仁戸名キャンパス）
33	環境生活部	水質保全課	水質保全支援システム運用保守業務
34	環境生活部	環境研究センター	庁舎警備委託（市原）
35	商工労働部	産業人材課	ちば仕事プラザ機械警備業務委託
36	商工労働部	産業支援技術研究所	警備業務委託（加曾利・天台）
37	商工労働部	産業支援技術研究所	清掃業務委託（加曾利・天台）
38	商工労働部	船橋高等技術専門校	機械警備
39	農林水産部	農林総合研究センター	庁舎清掃業務委託 本場、本館
40	農林水産部	農林総合研究センター	庁舎警備委託
41	農林水産部	農林総合研究センター	暖地園芸研究所 庁舎機械警備委託
42	農林水産部	農業大学校	本校警備委託
43	農林水産部	中央家畜保健衛生所	庁舎機械警備業務
44	農林水産部	中央家畜保健衛生所	庁舎機械警備業務

No.	所属		委託事業概要
45	水道局	財務課	財務情報システム等に係るパソコン等機器賃貸借及び保守業務委託
46	水道局	財務課	幕張庁舎警備業務委託及び警備機器賃貸借
47	水道局	財務課	幕張庁舎消防設備保守点検業務委託
48	水道局	財務課	幕張庁舎空調設備保守点検等業務委託
49	水道局	財務課	幕張分庁舎警備業務委託及び賃貸借
50	水道局	給水課	管路情報管理システム用サーバ機器等賃貸借及び保守業務委託
51	水道局	市川水道事務所	庁舎警備業務委託(市川・葛南・松戸分室)
52	水道局	北総浄水場	北総浄水場ほか2ヶ所庁舎清掃及び害虫防除業務委託
53	水道局	北総浄水場	北総浄水場場内及び木下取水場場内等警備業務委託
54	水道局	北総浄水場	成田給水場場内警備業務委託
55	水道局	北総浄水場	木下取水場外11ヶ所機械警備業務委託
56	水道局	北総浄水場	北総浄水場合併浄化槽保守点検業務委託
57	水道局	北総浄水場	北総浄水場エレベーター保守点検業務委託
58	水道局	北総浄水場	木下取水場ほか2ヶ所空調設備保守点検業務委託
59	水道局	松戸給水場	松戸給水場及び白井高架水槽機械警備委託
60	水道局	松戸給水場	松戸給水場エレベーター保守点検委託
61	水道局	松戸給水場	松戸・沼南給水場庁舎清掃及び害虫防除業務委託
62	水道局	水質センター	庁舎機械警備業務委託
63	水道局	水質センター	エレベーター保守点検業務委託
64	水道局	水質センター	電子顕微鏡点検業務委託
65	水道局	水質センター	庁舎清掃等業務委託
66	企業土地 管理局	経営管理課	財務情報システム等機器等購入及び保守業務委託
67	病院局	救急医療センター	千葉県救急医療センター清掃業務委託

No	所属		委託事業概要
68	病院局	救急医療センター	建物管理業務
69	病院局	精神科医療センター	建物管理業務委託
70	病院局	精神科医療センター	建物清掃業務委託
71	教育庁	指導課	千葉県教育情報ネットワーク構築運用委託
72	教育庁	指導課	幕張総合高校生徒情報システム構築運用委託
73	教育庁	指導課	幕張総合高校生徒情報システム構築運用委託
74	教育庁	さわやからば県民プラザ	設備保守管理等業務
75	教育庁	中央図書館	館舎総合管理業務委託
76	教育庁	中央図書館	館舎機械警備業務委託
77	教育庁	総合教育センター	総合庁舎管理業務
78	教育庁	総合教育センター	庁舎警備業務
79	教育庁	沼南高柳高等学校	機械警備業務
80	教育庁	安房高等学校	機械警備業務